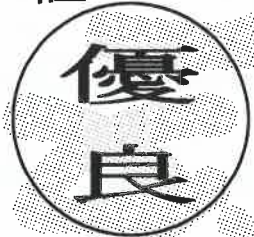


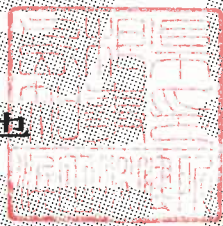
産業廃棄物処分業許可証

住所 浜田市原井町957番地
名称 有限会社 浜田 浄化センター
代表取締役 大久保 敦司



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

島根県知事 丸山 達也



許可の年月日 平成29年3月1日

許可の有効年月日 令和6年2月29日

1. 事業の範囲

事業の区分 溶解、焼却、破碎(移動式を含む。)、選別、切断、肥料再生、油化 以下余白
産業廃棄物の種類
溶解：廃プラスチック類
焼却：燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等、
破碎：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等、
選別：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等、
切断：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず(以上4品目については、廃量に限る。)
肥料再生：汚泥、木くず
油化：廃油、廃プラスチック類、金属くず
以上18品目、水銀使用製品産業廃棄物(破碎に限る。)であるものを含み、石綿含有産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く 以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設

裏面に記載のとおり

3. 許可の条件

生活環境保全上支障のある場所では出張破碎を行わないこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

- (1)昭和63年12月16日新規許可
- (2)平成7年2月24日更新許可
- (3)焼却行為の追加により平成10年2月16日変更許可
- (4)破碎行為の追加により平成10年5月6日変更許可
- (5)平成12年3月1日更新許可
- (6)焼却する産業廃棄物の種類の追加により平成15年6月18日変更許可
- (7)平成17年3月25日更新許可
- (8)選別行為の追加により平成17年12月7日変更許可
- (9)切断行為の追加により平成21年10月15日変更許可
- (10)肥料再生行為の追加により平成21年11月24日変更許可
- (11)最終処分行為の廃止により平成22年3月31日書換え交付、同日更新許可
- (12)油化行為の追加により平成25年11月28日変更許可
- (13)平成29年2月3日更新許可
- (14)破碎施設の追加並びに水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等に係る政令改正に伴い平成30年3月22日書換え交付
- (15)破碎施設の追加及び一部廃止により平成31年4月18日書換え交付
- (16)焼却施設の追加により令和4年8月23日書換え交付
- (17)焼却する産業廃棄物の種類の追加により令和4年10月5日変更許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無

※事業の用に供するすべての施設

(1) 熔融施設

- ・施設の種類：熔融施設
- ・処理する廃棄物の種類：廃プラスチック類
- ・設置場所：浜田市生湯町1892番4
- ・設置年月日：平成26年12月18日
- ・処理能力：60kg/時間、8時間稼働、0.48t/日
- ・設置許可年月日及び許可番号：許可対象外

(2) 焼却施設1

- ・施設の種類：汚泥の焼却施設（政令第7条第3号）
廃油の焼却施設（政令第7条第5号）
廃プラスチック類の焼却施設（政令第7条第8号）
産業廃棄物の焼却施設（政令第7条第13号の2）
- ・設置場所：浜田市生湯町1892番4
- ・設置年月日：平成9年12月26日
- ・処理能力：混合燃焼時 800kg/時間、2.4時間稼働、19.2t/日
廃油専焼時 157.9L/時間、2.4時間稼働、3.79m³/日
廃7カケ類専焼時 186.5kg/時間、2.4時間稼働、3.996t/日
- ・設置許可年月日及び許可番号：平成14年11月20日、廃第28号の5

(3) 焼却施設2

- ・施設の種類：汚泥の焼却施設（政令第7条第3号）
廃油の焼却施設（政令第7条第5号）
廃プラスチック類の焼却施設（政令第7条第8号）
産業廃棄物の焼却施設（政令第7条第13号の2）
- ・設置場所：浜田市生湯町1892番4
- ・設置年月日：令和4年7月31日
- ・処理能力：最大処理能力 1.67t/時間、2.4時間稼働、40t/日
汚泥専焼時 1.67t/時間、2.4時間稼働、40t/日
廃油専焼時 590kg/時間、2.4時間稼働、14.16t/日
廃7カケ類専焼時 790kg/時間、2.4時間稼働、18.96t/日
- ・設置許可年月日及び許可番号：令和元年12月26日、廃第28号

(4) 破碎施設1

- ・施設の種類：破碎施設
- ・処理する廃棄物の種類：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等、かれき類
- ・設置場所：浜田市生湯町1892番4
- ・設置年月日：平成10年5月6日
- ・処理能力：575kg/時間、8時間稼働、4.6t/日
- ・設置許可年月日及び許可番号：許可対象外

(5) 破碎施設2

- ・施設の種類：木くずの破碎施設（移動式）（政令第7条第8号の2）
- ・設置場所：島根県（松江市の区域を除く。）内全域
- ・設置位置：浜田市生湯町1168番外（基地破碎）及び島根県（松江市の区域を除く。）内産業廃棄物排出事業場（出張破碎）
- ・設置年月日：平成31年2月12日
- ・処理能力：40t/時間、8時間稼働、320t/日
- ・設置許可年月日及び許可番号：平成30年12月25日、廃第28号の2

(6) 破碎施設3

- ・施設の種類：破碎施設
- ・処理する廃棄物の種類：廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（以上3品目については廃蛍光管に限る。）
- ・設置場所：浜田市生湯町1875番2
- ・設置年月日：平成30年2月28日
- ・処理能力：500kg/時間、8時間稼働、4t/日
- ・設置許可年月日及び許可番号：許可対象外

(7) 選別施設1

- ・施設の種類：選別施設
- ・処理する廃棄物の種類：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等、かれき類
- ・設置場所：浜田市生湯町1875番2及び浜田市生湯町1909番1
- ・設置年月日：平成17年5月10日
- ・処理能力：100t/時間、8時間稼働、800t/日
- ・設置許可年月日及び許可番号：許可対象外

(8) 選別施設2

- ・施設の種類：選別施設
- ・処理する廃棄物の種類：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等、かれき類
- ・設置場所：浜田市生湯町1875番2
- ・設置年月日：平成19年3月26日
- ・処理能力：3.9t/時間、12時間稼働、46.8t/日
- ・設置許可年月日及び許可番号：許可対象外

(9) 切断施設

- ・施設の種類：切断施設
- ・処理する廃棄物の種類：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず（以上4品目については、廃骨に限る。）
- ・設置場所：浜田市生湯町1892番4
- ・設置年月日：平成21年4月30日
- ・処理能力：792kg/時間、8時間稼働、6.336t/日
- ・設置許可年月日及び許可番号：許可対象外

(10) 肥料再生施設

- ・施設の種類：肥料再生施設
- ・処理する廃棄物の種類：汚泥、木くず
- ・設置場所：浜田市長見町2-26番31、2-26番35
- ・設置年月日：平成23年2月21日
- ・処理能力：150kg/時間、2.4時間稼働、3.6t/日
- ・設置許可年月日及び許可番号：許可対象外

(11) 油化施設

- ・施設の種類：油化施設
- ・処理する廃棄物の種類：廃油、廃プラスチック類、金属くず
- ・設置場所：浜田市生湯町1892番4
- ・設置年月日：平成25年5月22日
- ・処理能力：113kg/時間、2.4時間稼働、2.7t/日
- ・設置許可年月日及び許可番号：許可対象外

以下余白